

奈良市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第5項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和7年3月21日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

奈 監 第 152 号
令和7年3月18日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和6年11月11日に提出のあった、奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載しているが、個人情報についてはアルファベットに置き換えている。

職員措置要求

先に職員措置要求書を提出しているところであるが、今般、調査の結果、新たな事実が明確になったので、請求することとする。

- 1 緊急時一般廃棄物処分場の土地に関し、その土地賃貸借契約書等を精査したところ、土地賃貸借契約そのものの根本にかかわる問題が判明したのである。

すなわち、当該処分場の用地として、A氏と土地賃貸借契約を締結（当初契約日：昭和57年7月30日）しているが、当時の所有権は故B氏にあり、市長は無権利者と契約を締結したこととなる。

また、污水处理施設への専用道路敷地については、平成2年4月1日付でC氏と土地賃貸借契約が締結されているが、当時の所有権者はD氏であり、上記と同様、無権利者と土

地賃貸借契約を締結しているのである。

現在、これらの契約を根拠に、覚書にて毎年の賃借料を決定し、支払いを行っているが、基本契約が無効となれば、無権利者への支払いとなり、返還を求めることとなる。関連する契約を再点検するとともに、適正な措置を求めるものである。

- 2 緊急時一般廃棄物処分場の敷地面積については、奈良県知事への昭和 57 年 6 月 20 日付の一般廃棄物処理施設設置届出書において、26,543 m²となっているが、土地賃貸借契約書によると 3 名から 44,819.6 m²（契約後、市が購入した土地面積を含み、進入道路を除く。）と、約 18,000 m²過大となっている。届出外の土地への埋立は、明白な不法投棄であり、廃掃法の罰則が適用されることとなる。

再度、届出に係る土地と上述の土地の位置関係を公図上明確に示すとともに、届出地外への埋立を即時停止し、埋立物の撤去を行うよう命じられたい。

また、届出地外の土地について、賃借しているのであれば、不要の支出として、市に損害を与えていることとなるので、速やかに見直しを図ることを要求するものである。

なお、係る事態が発生するということは、何ら検証することなく、前例を踏襲するという安易な姿勢の現れであり、市長及び職員に猛省を促されたい。

2 請求の受理

本件住民監査請求は、令和 6 年 12 月 19 日に要件審査を行った結果、法第 242 条第 1 項に規定する要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和 6 年度の覚書に基づいて支出した、緊急時一般廃棄物処分場用地（以下「奈良阪処分場用地」という。）及び污水处理施設への専用道路敷地（以下「道路用地」という。）（以下これらを「本件借地」と総称する。）の借地料において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かを監査対象事項とした。

なお、昭和 57 年及び平成 2 年に締結された土地賃貸借契約については、本件住民監査請求が提出された令和 6 年 11 月 11 日時点において、契約締結日から既に 1 年が経過しており、そのことに対する正当な理由はないと判断したため、法第 242 条第 2 項に規定されている住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象事項とはしなかった。

また、本件住民監査請求のうち、一般廃棄物処理施設設置届出書における届出面積を超える、届出外の土地への埋立てにより過大な面積を借地し、不要な借地料を支出しているとの主張については、令和 6 年 8 月 29 日に提出のあった住民監査請求（以下「前回住民監査請求」という。）において、一般廃棄物処理施設設置届出書における届出面積を超える借地をしており、不当な借地料を支出しているとの主張と、面積の違いはあるものの同一の財務会計上の行為に係る請求であると判断し、前回住民監査請求において監査を行うため、本件住民監査請求における監査対象事項とはしなかった。

2 監査対象部局

環境部土地改良清美事務所

3 請求人による証拠の提出及び陳述

本件住民監査請求については、請求人から、法第 242 条第 7 項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため陳述の聴取を行わなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和 7 年 1 月 23 日に環境部の関係職員に対し、陳述の聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

個人情報については、アルファベットに置き換えている。

(1) 覚書について

本件借地に係る土地賃貸借契約書は、賃貸借の目的及び期間、賃借料等の項目で構成され、うち賃借料については別途覚書により定めるとされている。覚書には、毎年度、1 平方メートル当たりの単価及び年額が定められている。

令和 6 年度の本件借地に係る覚書は令和 6 年 4 月 1 日付けで交わされ、その相手方は、奈良阪処分場用地においては E 氏、道路用地においては F 氏であった。

(2) 地権者について

令和 6 年度における地権者は、奈良阪処分場用地においては E 氏を含む 4 者であり、E 氏以外の地権者から E 氏に委任状が提出されていた。また、道路用地においては F 氏を含む 8 者であり、F 氏以外の地権者から F 氏に委任状が提出されていた。なお、委任状にはいずれも印鑑登録証明書が添付されていた。

委任状の記載内容は、道路用地分においては契約に関する一切の権限並びに金銭の請求及び受理に関する権限であったが、奈良阪処分場用地においては、金銭の請求及び受理に関する権限のみであり、「契約に関する権限」は記載されていなかった。

このことを受け所管課が、奈良阪処分場用地に係る委任者及び受任者に契約権限に関する見解を確認したところ、全員から、委任状提出時点において、「契約に関する一切の権限」も含めて委任及び受任していた認識であり、現在もその認識である旨の確認書が印鑑登録証明書を添えて提出された。

また、所管課は覚書締結に当たり、登記事項証明書により、地権者に異動がないか確認していた。

3 監査委員の判断

請求人は、本件借地の賃借料について、土地賃貸借契約書が無権利者と交わされたものであり、この契約を根拠に覚書にて毎年の賃借料を決定し支払っていることが違法又は不当である旨主張している。

本件借地に係る当初の土地賃貸借契約については、監査対象事項で述べたとおり、本件住民監

査請求の提出日時点において契約締結日から既に 1 年を経過していることから住民監査請求の対象とならないため、本件住民監査請求においては、令和 6 年度の覚書を基に支払っている賃借料について、違法又は不当な点があったかについて判断する。

本件借地に係る令和 6 年度の覚書は、事実関係(2)のとおり、覚書締結時点の地権者を確認した上で締結されていたものの、奈良阪処分場用地分については、地権者からの委任状の記載内容が、金銭の請求及び受理のみとなっており、契約単価の交渉や覚書の締結といった「契約に関する権限」の記載がなかった。

しかしながら、委任者全員及び受任者から、委任状提出時点で「契約に関する一切の権限」も含めて委任し、また、受任していた認識であったとの意思表示がなされたため、このことにより当該覚書は、権限を有している者と締結された有効なものであると判断することができる。

これらのことから、令和 6 年度の覚書に基づいて金額を決定し、支払っている賃借料が違法又は不当な公金の支出であるとは言えないと判断する。

よって、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないと判断し、主文のとおり決定する。